

目次

- 税理士上田のご挨拶
- 今月の税務
- お客様訪問日記
- Surplusサープラス
- 上田税理士事務所のお仕事仲間
- ほっとひと息
- 屋久島に行ってきました!
- 南船場から
- 最後に

税理士上田のご挨拶

皆さん、こんにちは。税理士の上田です。
まずは、このたびの東日本大地震に関しまして、多くの被災された方また、避難されている方に心よりお見舞い申し上げます。
最近になって、関東地域の友人・知人から現状を聞くと、現実の厳しい状況に本当に心が痛みます。
その反面、日本各地だけではなく、世界中からの支援活動の報道も毎日知ることができ、勇気づけられることも多いです。
自分のできることを一生懸命考え、そして行動してくれている姿に感動します。関東地方のある会計事務所の先生は、お客様のほとんどの方が被災され、会計事務所の業務も実質ストップしている状態ですが、「どんなことがあっても、お客様と従業員の雇用を守る!」と、がんばっておられると聞きました。

自分がその先生の立場だったら、同じことが言えるか!

本当に頭が下がります。
がんばっておられる多くの素晴らしい人々の事を想い、一步でも近づきたいと思います。

平成23年5月6日
税理士 上田兵二

今月の税務

編集担当:小長野裕基

来る3月の東北地方太平洋沖地震発生により、たくさんの方々が義援金等(金銭または物資)を寄附されたことだと思います。その際に皆さんが気にしているであろう、義援金等の税務上の取り扱いについて今回は述べていきます。

まず、今回の地震に係る義援金等を支出した場合には、原則、法人は支出額の全額が経費になり、個人は、支出額から2,000円を差引いた金額が所得控除になります。(個人の場合、所得金額の40%相当額が限度です。)

しかし、地震発生当初によく見かけられた街頭募金箱や募金箱盗難事件で話題になったすき屋等の店頭募金箱に募金をした場合には、控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

また、直接国等への寄附もしくは募金団体を經由する場合や日本赤十字の「東北関東大震災義援金」の口座へ直接寄附した場合以外には、地震に係る義援金等に該当するかどうかの確認が必要になりますので直接現金又は物資を送る際にはその点にも注意して下さい。

これが地震に係る義援金等に該当するの?といった場合には、巡回監査担当者に相談をしていただければと思います。



今回のお客様は **デビコレクション** 様です
 ご協力ありがとうございました！
 【監査担当:小長野】



お店は心齋橋駅より徒歩8分



Staff Galleryから1ショット

店舗名	salon de Mush room	Salon de Mush room ANNEX
所在地	大阪府大阪市中央区東心齋橋2-2-23 パレス八幡1F号室	
TEL/FAX	06-6212-1116	06-6211-1040
営業時間	17:00 ~ 翌1:00受付(月・火・水・木) 17:00 ~ 翌2:00受付(金・土)	17:00 ~ 翌2:00受付(月~木) 17:00 ~ 翌3:00受付(金・土)
定休日	不定休	日曜日

『時間をかけずに美しくなりたい!!!』という方にぜひお勧めしたいのが、デビコレクションさんの店舗である『Salon de Mush-room』と『Salon de Mushroom ANNEX』です。



ガラス張りの明るい店内です。

ミナミ周辺で働く方を綺麗にしたいという想いでオーナーである齋田さんが去年リニューアルOPENされました。

仕事の前にヘアセットされる方が大半という事もあり、『Mushroom』は、平日でも深夜2時頃まで営業しています。ですので、夜型のお仕事の方や残業の多い業種の方、また急なイベントの参加にも対応できます。

もちろん、早さだけではなく一人ひとりのお客さまへのカウンセリングやリーズナブルな価格設定を行っているのでリピーターの方もたくさんいます。

例えば、今までは休日に美容院に行っていた方は仕事終わりに『Mushroom』を利用できるので、休日が有効に使えるようになるのがうれしいですね

『ANNEX』ではメインとしてヘアセットを行っており、シーズン限定でゆかたや成人式の着付けなども行っておられるんですよ。

現在でも色々な商品やサービスを提供している『Mushroom』ですが、今後の展望はもっと様々な美容グッズを取り入れ、お客様に『Mushroomは全ての美が揃う!!!』とお客様に言っていただけるような店舗にしていく事だそうです。また、現在は大阪ミナミのみの店舗展開なので、今後は東京進出や地方出店も考えられておられます。

皆さんも最新のヘアスタイルからナチュラルヘアまで、一度トップスタイリスト達のスタイリングを是非体験してみたいはいかがでしょうか



担当の小長野(左)と店長の牛島さん(右)

監査担当者からのメッセージ

店舗はおしゃれで明るくて入りやすい店構えになっており、牛島店長を中心に技術力の高いをもったスタッフそろっており、リピーターが多いことが特徴です。また、近々予約システムを導入することで、店頭での待ち時間がほとんどなくなります。こうした顧客目線で色々な取り組みをされている熱い会社様なので、もその姿勢や情熱に負けずにしっかりと応援とサポートをしていき、ともにピックになっていきたいです。

担当:小長野より

「租税回避ってご存知ですか？」

本コーナーでは、毎回、FX活用事例、保険の紹介事例、税務調査関連、節税、資産税など、皆様のお役に立つちょっとした情報を提供して行きたいと思います。

第1回は「節税」「租税回避」「脱税」についてです。税金といえばすぐに連想される言葉ですがこの3つの言葉の違いご存知ですか？

似たような言葉ですが、正しく理解していないと後日思わぬ落とし穴に陥ることもあるので注意が必要です。まず、「節税」とは「法の想定する範囲で税負担を減少させる行為」とされています。例えば、決算期に費用の未払計上をきちんとする、保険商品をうまく活用するといったような行為です。もちろん適法であり何ら問題はありませんし、いかに正しく節税して頂くかが我々税理士の力のみせどころでもあります。

一方の脱税は、本来課税されるべきところを、事実を偽りまたは意図的に隠すことにより税負担を軽減することをいい、節税とは明確に区別されます。

よくあるのが売上の一部を抜く売上除外などですが、これらは当然のことながら違法行為であり許されるものではありません。問題となるのは、その中間ともいべき「租税回避」行為なのです。これは通常「ありえない」不自然な取引形態等をとることにより税負担の軽減を図ろうとすることを言います。いわゆる「法の網をくぐって」といった取引ですが、法律的にはなんら違反はしていないことが話をややこしくしています。

では、違法ではないのなら許されるか、といえばそういうわけにはいかないのが課税庁(税務署等)側の立場です。課税庁側は、法律적으로는違法でないにも関わらずこれを無視し、通常ありえない取引を通常の取引にひきなおして課税を行うことが往々にしてあるのです。この課税庁側の行為が正しいのか否かは学者の間でも見解が分かれるところですが、現実として調査、否認、追徴課税、加算税…といった例がよく見られます。



違法でないなら全て許されるという考え方は少なくとも税に関しては認められないようです。無用なリスクを避けるためにも取引について少しでも気になる点があれば、まず巡回監査担当までご相談下さい。

上田税理士事務所のお仕事仲間

このコーナーでは、上田税理士事務所がいつもお世話になっているお仕事仲間さまのみなさんにご協力頂いて、各業界の旬のネタをご紹介します！

初回は毎日のお世話になっている大同生命の川上千夏さんにご協力頂きました。ありがとうございました では、どうぞ！！

『生命保険発祥の地、イギリスでは生命保険のことを「ラストブレター」と呼ぶことがあるそうです。生命保険、それはご家族を守り、会社を守り続けるためのラストブレター。そしてこの手紙を確実にお届けするためには三つの大切なことがあります。一つ目はご加入の「目的」を明確にすること。二つ目は必要となる「金額」を確認すること。そして三つ目は社長様の想いをお届けするために「規程」を整備することです。私どもは会計事務所様を通じ、社長様の想いをカタチにするためにこの三つのことをサポートさせていただいております。社長様の「大切なもの」「大切なひと」を守るため、上田税理士事務所様と二人三脚で企業をお守りするお手伝いをさせていただいておりますので、今後とも何卒よろしくお願いいたします。



大同生命保険 株式会社

ほっとひと息

『花粉症』 担当:有留奈美

皆さん、はじめまして

今回のほっと一息は自己紹介も込めて、新人の有留(ありどめ)が担当させていただく事になりました。お会いしたことがある方もいらっしゃると思いますが、昨年12月から上田税理士事務所で勤務させていただいております。早いものであつという間に4か月が過ぎてしまいました。

以前は飲食業でホールスタッフをしていたので、全くの異業種でわからない事もたくさんありますが、上田税理士事務所の一員として専門知識を深めるのはもちろんの事、それに加えて人としても成長していきたいと思っております。

今年の冬は本当に長くて、最近やっと暖かくなりました。桜が咲いてうれしいはずだったのが、なんだか今年の春は目がかゆいし、鼻がむずむずする…。どうやら今年から花粉症になってしまったようで、最悪です…。(涙) 花粉症ってこんなに大変とは思いませんでした。^^;(笑)

皆さんは花粉症大丈夫ですか??日中はだいぶ暖かくなってきましたが、朝と夜はまだ冷え込む日もありますので風邪をひかないように気を付けて下さいね

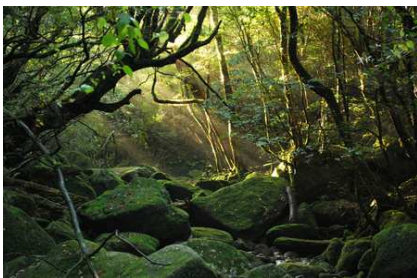
今は事務所にいる事が多いので、事務所にお越し頂いたときやお電話で皆さんとお話できるのを楽しみにしています。

今後よろしくお祈いします。^^



屋久島に行ってきました！

編集担当:松丸直也



屋久島に行ってきました。

屋久島は九州で一番から七番目に高い山がそびえており、前岳、中岳、奥岳と三重の山々に囲まれ自然と人間が調和した島です。前岳は人間界、中岳はもののけの森、奥岳は神の領域として古くから伝えられています。

人間界からもののけの森に入り、神の領域にいたると、神秘的で幻想的な世界が広がります。

もののけ姫の舞台になっていますので映画を観てから行くより一層楽しめます。是非一度、屋久島を訪れてみてください。

南船場から

～事務所のある南船場からおススメのお店をご紹介します～

編集担当:松丸直也

事務所周辺のお店を紹介しまつ！

今月は松丸が空腹を満たすために通うカレーショップ・ブーンです。一見、喫茶店みたいな佇まい。しかし、お昼時にはサラリーマンの列が…。

店内に入ると、腹をすかせた男たちがところ狭しと皿にがっついていまつ。ボリュームが多いんですね。僕のお気に入りカツカレーです。ご飯が見えないくらい大きなカツが皿からはみ出しています。

カスタマイズもできて「カツカレーのカツのせ」など耳を疑う注文が飛び交っています。まさか、カツカレーの上にカツがのっているなんて…って思っているあなた。一度足を運んでください。

カレーショップ・ブーン

大阪府大阪市中央区南船場4丁目6番3号



最後に

編集担当:有留奈美

東日本大震災で被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。被災された皆様のために自分達に出来ることをやっています！そして、普段の生活を一所懸命過ごしています！と申します。東北の皆さまの一日でも早い復興をお祈り申し上げます。

今月から再開しました事務所通信ですが、たくさんの方にご協力頂きまして、ありがとうございました。少しずつではありますが、皆さまに楽しみにして頂けるよう目指して参りたいと思つます。よろしくお祈い致します。

UEDA 上田税理士事務所

〒542-0081
大阪府大阪市中央区南船場4-11-20
心齋橋アルテビル4階

電話 06(6253)5885
FAX 06(6253)7557
Email info@zh-beruf.com

是非、ホームページもご覧ください。http://www.zh-beruf.com

拝読いただきありがとうございました